避難確保計画

【施設名：　　　　　　　　　　　】

　　　　年　　月　　日作成

１　計画の目的

この計画は、水防法第１５条の３に基づくものであり、洪水等が発生、又は発生するおそれのある場合等（以下、洪水時等）本施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

２　計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく当該計画を市町村長へ報告する。

３　計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全てのものに適用するものとする。

４　防災体制

(１)防災体制

次の目安により必要に応じて防災体制を確立する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **体制確立の判断時期** | **活動内容** | **対応要員** |
| **注意体制** | 大雨警報（浸水害）発表洪水警報発表氾濫注意水位に到達氾濫注意情報（利根川）発表 | 河川水位の情報収集気象情報の情報収集各班への連絡避難経路の確認 | 注意体制配備要員(レベル０)総括情報班 |
| **警戒体制** | 避難判断水位に到達氾濫警戒情報発表高齢者等避難開始　発令 | 洪水予報等の情報収集使用する資機材の準備保護者への事前連絡要配慮者の避難誘導 | 警戒体制配備要員(レベル１)総括情報班避難誘導班 |
| **非常体制** | 大雨特別警報発表氾濫危険水位に到達氾濫危険情報発表氾濫発生情報（利根川）発表避難指示　発令 | 施設内全体の避難誘導 | 非常体制配備要員(レベル２)総括情報班避難誘導班 |

(２)班構成

注意体制配備要員・警戒体制配備要員・非常体制配備要員は別紙１「班構成兼緊急連絡網」のとおり。

５　情報収集及び伝達

(１)情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| **気象情報** | □越谷Cityメール　□市HP　□防災アプリ□テレビ □ラジオ □インターネット　□市Twitter |
| **洪水予報等****水位到達情報** | □緊急速報メール　□防災アプリ□テレビ □ラジオ　□インターネット |
| **避難情報** | □越谷Cityメール　□緊急速報メール　□市HP　□防災アプリ□テレビ □ラジオ □インターネット　□市Twitter |

(２)情報伝達

別紙１「班構成兼緊急連絡網」に基づき電話で関係者に連絡し、館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

６　避難誘導

【屋内避難】

悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれが無い場合に屋内避難を図るものとする。屋内避難に備えて、備蓄物資を用意する。

(１)避難場所

屋内避難の際の避難場所は○○○○とする。

(２)避難経路

避難経路は「屋内避難経路図」のとおり。

(３)避難手段

施設管理者等は実際に避難するときに備えて、施設利用者情報（氏名、生年月日、連絡先、移動上の注意等）を整理し、利用者の状況ごとにあらかじめ移動方法を別紙２｢対応別避難誘導方法一覧表｣に定める。

施設への危険に関すること（浸水被害や気象状況等）を施設利用者等へ伝達する。避難が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

屋内避難経路図

【屋外避難】

(１)避難場所

屋外避難の際の避難場所は○○○○とする。

(２)避難経路

避難経路は「屋外避難経路図」のとおり。

(３)避難手段

施設管理者等は実際に避難するときに備えて、施設利用者情報（氏名、生年月日、連絡先、移動上の注意等）を整理し、利用者の状況ごとにあらかじめ移動方法を別紙２｢対応別避難誘導方法一覧表｣に定める。

施設への危険に関すること（浸水被害や土砂災害、気象状況等）を施設利用者等へ伝達する。

避難が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

屋外避難経路図

７　避難の確保を図るための資機材等の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材や屋内避難の際の物資として使用する資機材は下記のとおり。

|  |
| --- |
| **備　蓄　品** |
| **情報収集****・伝達** | □テレビ　□ラジオ　□タブレット　□FAX□携帯電話 □懐中電灯 □電池 |
| **避難誘導** | □名簿（従業員、施設利用者）　□案内旗　□タブレット　□携帯電話□懐中電灯　□携帯用拡声器　□電池式照明器具　□電池　□携帯電話用バッテリー　□ライフジャケット　□蛍光塗料 |
| **施設内の****一時避難** | □水（１人あたり　ℓ）　□食料（１人あたり　食分）□寝具　□防寒具 |
| **高齢者** | □おむつ・おしりふき |
| **障害者** | □常備薬 |
| **乳幼児** | □おむつ・おしりふき　□おやつ　□おんぶひも |
| **その他** | □ウェットティッシュ　□ゴミ袋　□タオル□（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **浸水を防ぐための対策** |
| □土のう　　□止水板□その他（　　　　　　　　　　　　　） |

８　防災教育及び訓練の実施

(１)防災教育

①施設や避難経路沿いの洪水や土砂災害のリスクについて、ハザードマップ等を利用して周知する。

②防災体制に応じた参集範囲、緊急連絡網、活動内容及び役割分担の周知・教育を行う。

③気象情報及び避難に関する情報の種類の周知及び避難の判断基準を教育する。

④気象情報及び避難に関する情報をどの様に収集し、伝達するか教育を行う。

(２)防災訓練の実施

①毎年○月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

②毎年○月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

③その他、年間の教育及び訓練計画を別紙４「防災教育及び訓練の年間計画作成例」のとおり毎年○月に作成する。

９　外部機関等への緊急連絡先一覧表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 連絡先 | 担当部署 | 電話番号 | 備考 |
| 市（防災担当） | 危機管理室 | 048-963-9285 |  |
| 市（担当課） | 　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　 |  |
| 消防署 | 　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　 |  |
| 警察署 | 　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　 |  |
| 避難誘導等の支援者 | 　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　 |  |
| 医療機関 | 　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　 |  |